

薬種商からの医薬品登録販売者への移行について

1. 現に薬種商販売業の許可を受けておられるか、
2. 過去に薬種商販売業の許可を受けた事があるのであれば、

新法施行日（平成21年4月）から3年以内に薬務課に届けを出すと登録販売者に移行できます。
現在受けている薬種商販売業の許可証もしくは、過去に薬種商販売業の許可を受けていた事を証明する書類（廃止届の副本等）が必要。

参照：183 名前：名無し検定1級さん[sage] 投稿日：2008/06/09(月) 00:02:15

[LINK](#)

移行後は、（薬種商 登録販売者）と（登録販売者）の違いはなくなります。

承継者問題

ややこしいのは承継者試験合格者です。
承継者は新法施行日までに開業しないと、試験合格の効力が失効してしまいますので、注意が必要。
残された期間は、あと一年しかありません。

EOF